別記

# 第１号様式

|  |
| --- |
| 中山間地域活性化資金借入申込書 |
|  　　　　年　　月　　日 　　○　○　　御中 住所 氏名 　 　　　 下記の通り中山間地域活性化資金を借り入れたいので、申し込みます。 |
| 借入申込金額 |  | 最終償還期限 | 　　　年　月　日 |
| 借入金の使途 |  | 元金の償還方法、時期 |  |
| 借り受けようとする時期 | 　　　年　月　日 | 利息の支払方法、時期 |  |
| 保証又は担保 |  |
| 償還計画 |  |
| 特記事項 |  |

（注）財務諸表その他経営内容が把握できる資料を添えてください。

# 第２号様式

|  |
| --- |
|  中山間地域活性化資金利子補給承認申請書 高知県知事　　　　　　　　　　様 　　　　　　　　　 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 　　　 　　　　　　　　　　　 　 融資機関　所　在　地 　　　　 　　　　　　　　　 　　 名　　　称  　　　　　　　　　　　 　　 　　 　 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 生年月日 下記の中山間地域活性化資金について、高知県中山間地域活性化資金取扱要綱第４の規定に基づき、利子補給を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 貸付けの相手方 | 貸　付予定額 | 資金使途 | 貸付予定時期 | 貸付利率 | 利　子補給率 | 据　置期　間 | 償　還期　限 | 備　考 | 高知県の決定 |
|  |  |  |  　　　　　年 　月　 日 年 　月　 日 年 　月　 日 年 　月　 日 年 　月　 日 年 　月　 日 年 　月　 日 年 　月　 日 年 　月　 日 年 　月　 日 |  　　 ％ 　 |  　　 ％ |  |  |  |  |

（注）中山間地域活性資金の借入申込書（写し）. 事業計画書（写し）等を添えてください。

# 第３号様式

**事業計画書（加工流通）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　 月　 日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  　 | 住　　　　　　　　　　所氏名又は名称(法人にあっては代表者) |  | 電話番号 |  |
| 設立年月日 |  |
| (1) 申 請 者 の 現 況 |  資本金 |  千円 |  常時使用する従業員数 |  人 |  営業内容 |  |  年商 |  　 百万円 |
|  既 存 設 備 の 状 況 |  施設の名称 |  所在地 |  事業内容等 | 能力等 | 備　考 |
| 　　 |  |  |  　 |  |
|  農林漁業を 併せ行う場 合その内容 |  経営作目･内容 |  経 営 規 模 |  売上高（又は所得）に占める当該農林漁業の割合 |
|  |  |  |
| (2) 事 業 内 容 |  事業種類 |  １．施設の高度化 ２．品質の維持改善 |
|  目的 |  |
|  |
|  概要 |  (施設の高度化の内容､品質の維持改善の方法等) 　 |
|  |
| (3) 事 業 ･ 資 金 計 画 |  融資対象施設設置予定地 |  |  事業実施期間 | 　　年　 月　～　　年 　 月 |
| 区分 |  構造･能力 ･規模等 |  事業費 |  資 金 計 画 | 区 分 | 金額 | 備考 |
|  全体 |  うち当年度 |  全 体 |  うち当年度 |
|  土地 建物 機械装置 その他　計　 |  |  |  |  中山間地域活性化資金 |  |  |  |
|  その他の借入金 |  |  |  |
|  自己資金 |  |  |  |
|  その他 |  |  |  |
| 　計　 |  |  |  |
| (4)中　状山　況間　等地域からの原料調達 |  安定的な取引を行う中山間地域(市町村)名 |  |
|  上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名( 　 )( ) |
|  上記 原 料 調 達 計 画 |  原料名 |  調達先 | 実績〔 年度〕 |  計画〔5年目〕 |  伸び率 |  　　 購入契約等の内容 |
|  |  地 域 内 |  | t |  　　 t |  　　% | (調達先名､期間等) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  小計 |  |  |  |  |
| 　 全 　体 |  |  |  |  |
|  |  地 域 内 |  | t | t | % | (調達先名､期間等) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  小計 |  |  |  |  |
| 全 　体 |  |
|  その他の参考事項 |  |

 記載要領

 １　販売施設の場合には、「原料」は「取扱品目」と読み替えて記入してください。

 ２　（４）の「上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名」は、主要な製品の主要　　　な原料農林畜水産物名を記入してください。

 ３　「原料農林畜水産物等」の「等」は、農林畜水産物の加工品をいいます。

 ４　中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う業者は、（４）の「上記原　　　料調達計画」欄の「実績〔　年度〕」を「初年度〔　年度〕」に修正して記入してください。

 ５　「その他の参考事項」欄は、中山間地域の農林漁業者の農閑期の雇用計画、実績等につ　　　き、適宜記載してください。

 ６　生産者との契約書（原料購入契約書、基本取引契約書、栽培契約書等）の写しを添えてください。

# 第４号様式

**事業計画書（保健機能増進）**

　　年 月　 日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　(1) 申 請 者 の 現 況 | 　住　　　所 氏名･名称 (代表者) |  　 　  | 電話番号 |  |
| 生年月日又は設立年月日 |  |
|  資本金 |  千円 | 常時使用する従業員数 |  人 |  営業内容 |  | 売上高 |  　 百万円 |
|  既 存 設 備 の 状 況 | 施設の名称 | 　所在地 |  　 営業内容等 | 　 　備　 考 |
|  |  |  |  |
|  農林漁業を 併せ行う場 合その内容 | 経営作目・内容 |  経営規模 | 売上高 |  備　 考 |
|  |  |  |  |
| (2) 事 業 内 容 | 　事　業　地 |  所在地 |  |
|  地域区分 |  1．総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第4条第2項第3号の重点整備地区 2．港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港湾区域等(注) 3．都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域 4．3以外の都市計画区域 5．上記以外の地域 |
| 　事業の目的及び計画概要 |  (農林漁業資源の活用の内容等) |
|  |
| (3) 事 業 ･ 資 金 計 画 | 区分 |  構造･能力 ･規模等 |  事業費 | 　事業実施期間 |  　　 年　　月～　　年　　月 |
|  全　　体 | 　うち当年度 |  資 金 計 画 | 区 　分 | 金　　　　額 | 備　考金利､償還期限等 |
|  |  |  |  |
| 　全 体 |  うち当年度 |
| 　中山間地域活性化資金 |  |  |  |
| その他の借入金 |  |  |  |
|  自己資金 |  |  |  |
|  その他 |  |  |  |
| 　　　　　　　計 |  |  |  |
| (4) 農林漁業資源の　　　　利用形態 |  1．所有権に基づく利用 2．所有権以外の権利( 　　 　　　　　　　　　 )に基づく利用 3．農林漁業者との契約に基づく利用(生産物採取契約等) |
| (5) 中山間地域農林 　 　畜水産物の利用　　　　計画 |  利用する施設 |  |  |  |  |  |
|  使用･取扱農林畜水産物等 |  |  |  |  |  |
|  使用･取扱量 |  |  |  |  |  |
|  |  うち中山間地域内のもの |  |  |  |  |  |

(注)等とは､港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地､港湾法第2条第4項の臨港地区及び港湾法第37条第1項の港湾隣接区域をいう｡

　記載要領

　１　（２）の「地域区分」欄は、該当するものに○を付してください。

 ２　（４）の「農林漁業資源の利用形態」欄は、

 ア　該当するものに○を付してください。

 イ 「２．所有権以外の権利に基づく利用」の場合は、（　）内に賃借権、漁業権等と記入してください。

 ウ　「３．農林漁業者との契約に基づく利用（生産物採取契約等）」の場合は、当該契約の写しを添えてください。

 ３　（５）の「中山間地域農林畜水産物の利用計画」欄は、土産物店、食品供給施設等を設置する場合は記入してください。

「使用・取扱農林畜水産物等」欄は、農林畜水産物及び農林畜水産物の加工品並びにそれら以外のものについて主要なものを記入し、それぞれの下の欄に当該使用量又は取扱量を記入してください。

 ４　農林漁業資源の利用状況がわかる計画一般図を添えてください。

# 第５号様式

**事業計画書（生活環境）**

　　年　 　 月　　 日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  　(1) 申 請 者 の 概 要 |  住　　　所　氏名・名称 (代表者) |  　　　　　 　 　  |  電話番号 |  |
|  生年月日又は 設立年月日 |  |
|  個人の場合 | 経営作目・内容等 |  | 経営規模 |  | 年間生産額 |  |
| 　 法  　　人 　　・　　　団　　　体 の　　　場　　　合 | 　　出資者･構成員(注) |  出資者･構成員数 |  　　　　出　　資　　額 |  　　　　備　　　考 |
|  |  |  |  |
|  計 |  |  |
|  設立目的 |  |
|  農　　林　　漁　　業　　を併 　 せ　　行　　う　　場　　合　　そ　 の　　内　　容 |  経営作目･内容等 |  経営規模 |  年間生産額 |
|  |  |  |
| (2) 事業 内容 |  (事業の目的及び計画概要･農林漁業生活環境改善への効果等) |
| (3) 事 業　計 画 |  施設設置予定地 |  |  事業実施期間 | 　 年　　月　～　　　　年　　月 |
|  事 業 内 容 | 区　分 | 構造･能力･規模等 |  事　　　　業　　　　費 |   資 金 計 画 |  区　　　　分 | 　　金　　　　額 | 　備　　考 |
|  　全　　体 |  当　年　度 |  中山間地域活性化資金 その他借入金 自己資金 その他 |  　 千円 |  |
|  土 　　地 建 物 機械施設 その他 |  |  千円 |  千円 |
|  計 |  |  |  |  計 |  |  |
|  受益者数又は利用者数 |  | 　受益地区･面積 |  |
| (4)維持 管理 |  維持管理の主体 |  |
| 維持管理の方法 管理規程の内容 費用の負担方法等 |  |
| (5)その他参考 |  |

 (注) 農林漁業者､その組織する法人(農協等)､地方公共団体､その他の者に区分して記入してください｡

 <添付書類> 申請者が法人･団体の場合､定款･規約等

# 第６号様式

 中山間地域活性化資金利子補給契約書

　高知県（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける高知県中山間地域活性化資金取扱要綱第２の２に規定する中山間地域活性化資金（以下「中山間資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（内容）

第２条　甲は、乙の融資に係る中山間資金につき、高知県中山間地域活性化資金利子補給規則（以下「利子補給規則」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

（決定書の交付）

第３条　乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給決定書を交付することによって行うものとする。

（貸付けの期限）

第４条　乙は、前条の利子補給決定書の交付を受けたときは、その日から３月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（利子補給の変更）

第５条　乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給条件変更承認申請書に基づき、甲が利子補給条件変更承認書を交付することによって行うものとする。

（貸付け等の報告）

第６条　乙は、第４条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

（利子補給金額）

第７条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規則第４条に規定する方式により算出した額とする。

（利子補給金の請求）

第８条　乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規則第４条に規定する１月１日から６月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の７月31日までに、７月１日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の２月15日までに、利子補給金交付請求書により行うものとする。

（利子補給金の支払）

第９条　甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月末までにこれを支払うものとする。

２　甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延損害金（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を乙に支払うものとする。

３　前項の規定に定める年当たりの割合は、年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（回収状況の報告）

第10条　乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年１月１日から６月30日まで及び７月１日から12月31日までの各期間ごとにつき、第８条に規定する利子補給金交付請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

（貸付債権の保全）

第11条　乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

（目的外使用の禁止等）

第12条　甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規則又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（暴力団排除措置による解除）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することがで

きる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(１) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22 年高知県条例第36 号。以下この条にお

いて「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条にお

いて同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。

この条及び第12 条の２において同じ。）であるとき。

(２) 暴排条例第18 条又は第19 条の規定に違反した事実があるとき。

(３) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、

相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執

行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの

と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同

等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(４) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していると

き。

(６) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、

物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の

維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認

められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、

又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したと

き。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると

き。

（実施調査等）

第14条　乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第15条　乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（協議）

第16条　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

（契約の費用）

第17条　この契約に要する費用は、乙の負担とする｡

（疑義の決定等）

第18条　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

（裁判管轄）

第19条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とす

る｡

上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

 　甲 高知県

契約担当者　高知県知事

 　　　 乙　　 住　所

 　　 　 　　　　 　　　 氏　名

# 第７号様式

中山間地域活性化資金利子補給金交付請求書

 　　　 年　　月　　日

 高知県知事　　　　　　　　　様

 住　　　　所

 　融資機関名

 代表者職氏名 　 印

　高知県中山間地域活性化資金利子補給規則第５条の規定及び利子補給契約書に基づき　　　　年　　期分の利子補給金 　 　　　　　　　　　　円の交付を請求します。

|  |
| --- |
|  下記内訳書記載の金額は利子補給金計算書原本と相違ないことを確認しました。 県協同組合指導課金融担当係 印 |

 　　　内　　　　　　　　　　訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　年度融資 |  件 |  　円 |
|  　　　　　年度融資 |  件 |  円 |
|  　　　　　年度融資 |  件 |  円 |
|  　　　　　年度融資 |  件 |  円 |
|  　　　　　年度融資 |  件 |  円 |
|  　　　　　年度融資 |  件 |  円 |
|  計 |  件 |  円 |

　※振　込　先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 本支店名 | 種別 | 口座番号 |
|  |  |  |  |

# 第８号様式

　 資金の種類

|  |
| --- |
| 融資年度 融資機関名 年度 　　 年 　　　半期分 　 中山間地域活性化資金利子補給金計算書 |
| 償還年限 | 据置年 | 氏　　名 | 貸　付実　行日 | 承　諾番　号 | 期首融資残高期中貸付額を含む（貸付実行額）　　　 （円） |  期 中 償 還 額 （円） |  　期 末 現 在 額 （円） | 利　子補給率（％） | 利子補給対象日数 | 利子補給額 | 摘　　要 |
| 約　定　　　償　還 | 繰上分 | 延滞分 | 融資残高 |  延　　滞　　額 | 利子補給対象残高 |
| 前期繰越分 | 当期発生分 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  合　　　 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |